

原子力損害賠償の動向

原子力損害賠償制度

原子力損害賠償制度の概要

- 万一の場合の原子力事故による被害者の救済等を目的として、「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)に基づく原子力損害賠償制度が設けられている。
- 原賠法に基づき文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会において、8月5日、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」が策定。
- 中間指針には、賠償すべき損害として類型化が可能なものを示している。(中間指針で触れなかったものでも損害賠償の対象となる場合がある。また、賠償対象と示した場合であっても、個別の事情によっては対象とならない場合がある。)

中間指針の概要(水道関係)

P37～39【第6 その他の政府指示等に係る損害について】

(内容) 水に係る摂取制限指導、水に係る放射性物質検査の指導、放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する指導の対象事業者において生じた営業損害、就労不能に伴う損害、検査費用(物)を賠償すべき損害と認める。

P51【第7 いわゆる風評被害について】 4 製造業、サービス業の風評被害

(内容) 事故以降に生じた買い控え、取引停止等による被害のうち、以下のものは、賠償すべき損害と認める。

- 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する政府による指導等につき、
 - ・ 指導等を受けた事業者が、当該副次産物の引き取りを忌避されたことによって発生したもの
 - ・ 当該副次産物を原材料として製品を製造していた事業者の当該製品に係るもの
- 水の放射性物質検査の指導を行っている都県において、事業者が本件以降に取引先の要求等によって実施を余儀なくされた検査に係るもの

P60【第10 その他】 2 地方公共団体等の財産的損害等

(内容) 地方公共団体が民間事業者と同様の立場で行う事業(水道事業、下水道事業など)に関する損害については、この中間指針で示した事業者等に関する基準に照らして、賠償すべき損害の範囲が判断される。